

令和2年

第3回農業委員会通常総会 議事録

(令和2年7月20日開催)

武蔵野市農業委員会

令和2年第3回農業委員会通常総会議事録

- 1 日時 令和2年7月20日（月曜日）午前9時40分
- 2 場所 武蔵野市役所西棟8階813会議室
- 3 付議する事項
 - (1) 武蔵野市農業委員会会長の互選について
 - (2) 武蔵野市農業委員会会長職務代理者の互選について
 - (3) 議席の決定について
 - (4) 署名委員の指定について
 - (5) 東京都農業会議普通会員について
 - (6) 認定農業者審査会委員、相談支援チーム委員及び農業者年金推進員の推薦について
 - (7) 証明等に係る現地の確認を行う委員の担当地区の決定及び特別委員会委員の決定について
 - (8) 農業委員会だより編集委員の推薦について
- 4 議案
 - (1) 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 5 協議・報告事項
 - (1) 農業委員会の概要について
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - (3) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (4) 武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
 - (5) その他会議等日程について
- 6 出席委員
 - 1番 榎本一宏君
 - 2番 田中恒男君
 - 3番 榎本英明君
 - 4番 松本正人君
 - 5番 後藤幸治君
 - 6番 船木忠秋君
 - 7番 田邊安輝子君
 - 8番 櫻井義則君
 - 9番 北沢俊春君
 - 10番 下田誠一君
 - 11番 坂本和人君
 - 12番 大坂新一君

13番 齋藤久枝君 14番 大谷壽子君

7 欠席委員 なし

8 委員以外の出席者

市長 松下玲子君

市民部長 渡邊昭浩君

9 事務に従事した職員

局長 田川良太君

係長 佐々木要一君

主任 荒井祐一君

主任 森麻衣子君

10 議事録

(事務局長) それでは、ただいまより令和2年第3回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。

農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きの規定により、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集することとなっており、市長が最初のみ仮の議長を務めさせていただきます。市長お願いします。

(1) 市長挨拶と臨時議長の指名

(市長) この度、各農業生産組合長及び農業団体からの推薦、そしてご応募いただいた委員の皆様におかれましては、心からお慶び申し上げます。本市の農業行政推進のため、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。

さて、事務局長からも説明がありましたとおり、任命後初の総会は市長が招集するということでお集まりいただきました。

それでは、会長が決定するまでの間、私が仮の議長となりまして、臨時議長の指名をさせていただきます。臨時議長は、地方自治法第107条の規定にならい、年長委員の榎本英明委員をお願いいたします。

(2) 開会

(榎本英明臨時議長) 最年長ということで、臨時議長に指名されました榎本英明でございます。それでは令和2年第3回通常総会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

本日は総会ですので、事務局より会議の成立について報告があります。

(3) 成立報告

(事務局長) 本日は、委員 14 名中 14 名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。

(4) 欠席報告

(榎本英明臨時議長)

本日は、委員の欠席はありません。

(5) 付議する事項

(榎本英明臨時議長) それでは議事に入る前に、仮議席を指定いたします。今、ご着席いただいております議席は 50 音順となっております。

それでは、改選後初の総会ですので、自己紹介をお願いします。

[議席番号順に自己紹介]

[事務局 紹介]

(榎本英明臨時議長) では付議事項 1 武蔵野市農業委員会会長の互選について を議題とします。

会長を選ぶ方法は 2 通りで、選挙または指名推選がございますが、慣例では指名推選で行っておりまして、今回も指名推選で異議はございませんでしょうか。

[異議なしの声]

(榎本英明臨時議長) 異議なしと認めます。よって、会長の互選は、指名推選によることに決しました。

それでは、指名推選を願います。

(大坂新一委員) 前回から引き続き榎本一宏委員を推選したいと思います。

(榎本英明臨時議長) ただいま榎本一宏委員の推選がありました。他にどなたか推選される方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、お諮りいたします。榎本委員を農業委員会会長とすることに異議ありませんか。

[異議なしの声]

(榎本英明臨時議長) 異議なしと認めます。よって、榎本委員が農業委員会会長と決定いたしました。

これをもちまして、臨時議長の職を降ろさせていただきます。大変不慣れではございましたが、皆様のご協力のもと、無事に臨時議長を務めることができました。ありがと

うございました。

〔榎本会長（以下、「会長」） 就任挨拶〕

（会長） それでは、付議事項 2 武蔵野市農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題とします。

お諮りいたします。会長職務代理者についても指名推選で異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの声〕

（会長） それでは、指名推選を願います。

（榎本英明委員） 田中恒男委員を推選したいと思います。

（会長） ただいま推薦のありました田中委員はいかがでしょうか。

〔異議なし〕

（会長） それでは、会長職務代理者は田中委員と決定いたしました。

〔田中会長職務代理者 就任挨拶〕

（会長） 次に、付議事項 3 議席の決定について を議題とします。

議席は、武蔵野市農業委員会会議規則第 4 条の規定により「議席はあらかじめ、くじで定める」と規定されておりますので、抽選といたします。ただし、会長と職務代理者につきましては、あらかじめ 1 番と 2 番が割り振られておりますので、くじは 3 番から 14 番となります。

くじは、ただいま着席している 50 音順により行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

（会長） それでは、事務局はくじを 50 音順に回してください。

〔議席の決定〕

（会長） 議席番号に間違いはございませんでしょうか。では、お手元の総会資料を持って名札のある議席に移動をお願いします。

（会長） 次に、付議事項 4 署名委員の指定について を議題とします。

署名委員ですが、恒例により議席番号順にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

(会長) それでは、署名委員は議席番号順とし、本日は2番田中恒男会長職務代理者、3番榎本英明委員をお願いします。

(会長) 次に、付議事項5 東京都農業会議普通会員について 議題とします。事務局より説明を求めます。

[事務局 説明]

(会長) ただいま説明がありましたとおり、会長がその会議に出席することになっておりますので、私が東京都農業会議の普通会員を務めさせていただきます。

(会長) 次に、付議事項6 認定農業者審査会委員、相談支援チーム委員及び農業者年金推進員の推薦について を議題とします。

事務局より説明を求めます。

[事務局 説明]

(会長) 相談支援チーム委員ですが、今回からは都市型認定農業者制度も開始され、しっかりと軌道に乗せるという意味では今期はとても重要な役割と考えています。

私としては筆頭理事などの要職を歴任され、指導農業者であり、幅広い農業の知識をお持ちの大坂委員にぜひお願いしたいと考えています。大坂委員お引き受けいただけますでしょうか。

[大坂委員 了承]

(会長) ありがとうございます。例年は年に1回の認定農業者の相談会でしたが、今年は都市型の相談会を2回ほど予定しており、合計年3回ほどの相談会へのご出席をお願いいたします。

また、農業者年金推進員については新任ではありますが、年齢の要件も満たし、将来を期待したいという意味で後藤委員はいかがでしょうか。

[後藤委員 了承]

(会長) ありがとうございます。まずは制度を知っていただくために研修へのご参加をお願いいたします。また、青壮年部などでも内容を周知していただき、広くみなさまに加入を促していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(会長) まとめますと、審査会委員につきましては、農業委員会からは会長、会長職務代理者、相談支援チーム委員に関しては大坂委員、農業者年金推進員は後藤委員という

ことでご異議ないでしょうか。

〔異議なし〕

（会長）異議ないものと認め、決定いたします。

（会長）次に、付議事項 7 証明等に係る現地の確認を行う委員の担当地区の決定及び特別委員会委員の決定について を議題とします。事務局より説明を求めます。

〔事務局 説明〕

（会長）地区担当について事務局の案が提示されましたが、これについてご意見などございますか。

（会長）特に内容ですので、続きまして農地利用特別委員会について説明をお願いします。

〔事務局 説明〕

（会長）農地特別委員会の委員長には再任の榎本英明委員をお願いしたいと思います。榎本英明委員いかがでしょうか。

〔榎本英明委員 了承〕

（会長）副委員長には同じく再任の船木忠秋委員をお願いいたしたいと思います。船木委員いかがでしょうか。

〔船木委員 了承〕

（会長）今後は農地の現地調査に関する調査は吉祥寺・西窪・関前は榎本英明委員長、境三地区は船木副委員長、そして各地区担当が担うということをお願いします。

整理しますと、3年ごとの引き継ぎは各正地区担当1名、ただし、各正地区担当が不慣れな期間は副地区担当または委員長・副委員長が同行することとします。

主たる従事者の証明は吉祥寺・西窪・関前は榎本英明委員長と正地区担当と事務局。境三地区は船木副委員長と正地区担当と事務局とし、適格者証明やその他困難事例は私や職務代理も同行するという整理としたいと思います。

（会長）では、続きまして農業経営特別委員会について説明をお願いします。

〔事務局 説明〕

（会長）副委員長には新任ではございますが、東京都農業会議での知識を活かしていた

だきたいと考えていますので、北沢委員をお願いいたしたいと思います。北沢委員いかがでしょうか。

〔北沢委員 了承〕

(会長) ではこれで農業経営特別委員会の委員が決定しました。委員長は職務代理、副委員長は北沢委員、委員は大坂委員・大谷委員・齋藤委員・田邊委員となります。

11月には第1弾の都市型認定農業者の認定を行いたいと考えていますので、9月または10月には相談会及び審査会が開催される予定とのことです。最大で5人ほどの審査を行う見込みとなります。みなさまよろしくお願いいたします。また、5人はまだ集まっていないとも聞いていますので、農業委員の中で認定農業者になられていない方は、率先して認定を受けてくださいますようお願い申し上げます。

先ほど事務局から説明がありましたが、会長と職務代理の一極集中を見直すとのことです。農業委員14名一丸となって、適正な委員会運営や農業振興に携わってもらい、武蔵野市の農業をもっと良くしたいという思いで、今回からは特別委員会の役割ははっきりさせたところです。

役割ははっきりしてきたので、前回のようにくじで決めるというのではなく、それぞれの経験を活かした適材適所ということでご指名という形をとらせていただきました。

進めていく中で不備があれば、その都度みなさまにおはかりして、修正を加えていきたいと考えています。ひとまずはこの体制で3年間進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長) 次に、付議事項8 農業委員会だより編集委員の推薦について を議題とします。事務局より説明を求めます。

〔事務局 説明〕

(会長) 事務局説明は以上ですが、いったん5分ほど小休止としますので、該当の9名の方はこの間に委員長・副委員長を決定してください。

〔暫時休憩〕

(会長) それでは会議を再開します。委員長・副委員長は決まりましたでしょうか。(2番田中恒男会長職務代理者) 委員長につきましては、創刊号から携わっていただいている田邊委員、副委員長につきましては、農業の識見も高く、農業者と関わる機会も多いことから、櫻井義則委員を推選したいと思っております。

(会長) では今説明がありました、田邊委員が委員長、櫻井委員が副委員長ということ

でお願いいたします。編集委員の方は総会終了後このままお残りいただき、責任委員や取材委員を決定し、第1回の編集日程を決めるようよろしくお願いいたします。

(6) 議案

(会長) それでは、議事に入ります。議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について を上程します。事務局より報告を求めます。また、農業委員会法第31条により自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については議事参与不可のため、●●委員には審議のあいだ席を外していただきます。

[●●委員 退室]

[事務局 報告]

(会長) この件については、前の期の委員会で第3地区副担当の私が立会いをしましたので、ご報告をいたします。

当日は事務局と共に確認を行いました。農地については写真のとおり問題なく、被相続人の△△さんが耕作していることが聞き取れましたので、特に問題ないかと思えます。

この件について、質疑のある方はお願いします。

(2番田中恒男会長職務代理者) 特定生産緑地の申請を出している場合、面積が変わってしまう気がするのですが、その場合は問題ないでしょうか。

(事務局) 所管はまちづくり推進課ですが、確定するまでは審査をしないということを聴いております。

(会長) 質疑も終了したようですので、採決に入ります。議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

[全員の挙手]

(会長) 全員挙手ですので、本案は可決されました。

それでは櫻井義則委員に戻っていただきますので、事務局はご案内をお願いいたします。

[●●委員 入室]

(7) 協議報告事項

(会長) それでは、協議報告事項に入ります。(1) 農業委員会の概要について、事務局より説明を求めます。

[事務局 説明]

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

[質疑応答]

(会長) 続きまして(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局より報告を求めます。

[事務局 報告]

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

[質疑応答]

(会長) 続きまして(3)引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局より報告を求めます。

[事務局 報告]

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

[質疑応答]

(会長) 続きまして(4)武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について事務局より報告を求めます。

[事務局 報告]

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

[質疑応答]

(8) その他

(会長) 他にはないようですので、最後に(5)その他 会議等日程ですが、事務局より順番に説明を求めます。

[事務局 説明]

(会長) 協議・報告事項は以上ですが、ご出席の委員の方々から何かありますか。

(会長) それでは、以上をもちまして、本日の通常総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。編集委員方はお残りいただきますようお願いいたします。

閉会時刻

11時20分